

# 全国アスベスト適正処理協議会

## 平成21年度事業報告

### 1. 総会開催

平成21年度総会

6月4日(木) 14:00~14:30

【会場】 学士会館 202号室

【参加者】 79名

【議事内容】

- 第1号議案、平成20年度事業報告について
- 第2号議案、平成20年度決算報告について
- 第3号議案、平成21年度事業計画(案)について
- 第4号議案、平成21年度予算(案)について
- 第5号議案、役員を選任(案)について
- 第6号議案、協議会会則改正(案)について

### 2. 理事会開催

平成21年度第1回理事会

6月4日(木) 12:30~13:40

【会場】 学士会館 301号室

【参加者】 22名

【議事内容】

- 第1号議案、平成20年度事業報告について
- 第2号議案、平成20年度決算報告について
- 第3号議案、平成21年度事業計画(案)について
- 第4号議案、平成21年度予算(案)について
- 第5号議案、役員を選任(案)について
- 第6号議案、協議会会則改正(案)について

### 3. 企画運営委員会開催

<平成21年>

- ・第1回 4/21(火)、第2回 5/14(木)、第3回 6/15(月)、第4回 7/14(火)、  
第5回 8/20(木)、第6回 9/16(水)、第7回 12/3(木)

<平成22年>

- 第8回 1/27(水)、第9回 2/24(水)、第10回 3/31(水)

※詳細はホームページの議事録をご参照下さい。

#### 4. 部会長・副部会長会議開催

- <平成 21 年> 第 1 回 9/11 (金)、第 2 回 10/8 (木)、第 3 回 10/21 (木)  
<平成 21 年> 第 4 回 3/16 (火)

#### 5. アスベスト適正処理に係るガイドラインの作成

【発行日】 平成 21 年 9 月 30 日

【編 著】 全国アスベスト適正処理協議会 【発行】 環境新聞社

【体 裁】 A 4 判・184 ページ 【定価】 4,725 円 (税込)

#### 6. アスベスト適正処理に係るガイドラインの各省との打ち合わせ概要

①ガイドラインの作成について、コンサル部会及び事務局で、各省担当官への説明を行う。

4 月 2 日 (木) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

” 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

4 月 8 日 (水) 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

環境省水・大気環境局大気環境課

②コンサル部会及び事務局で、ガイドライン原稿を持参し、内容チェックの依頼を行う。

7 月 15 日 (水) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

7 月 16 日 (木) 環境省水・大気環境局大気環境課

③コンサル部会及び事務局で、ガイドラインの原稿チェックの結果を受け取る。

8 月 10 日 (月) 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課

環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

環境省水・大気環境局大気環境課

8 月 11 日 (火) 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室

④事務局が、ガイドライン原稿の再チェックについての内容確認打ち合わせを行う。

9 月 1 日 (火) 環境省廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課

## 7. 協議会主催事業

### ●全国アスベスト適正処理協議会記念セミナー

平成 21 年 6 月 4 日(木) 14:30～17:00

【会場】 学士会館 202 号室

【参加者】 115 名

#### ①「アスベスト適正処理ガイドラインについて」

全国アスベスト適正処理協議会 コンサル部会部会長

清水 博 氏

#### ②「石綿障害予防規則の改正等について」

厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課化学物質情報管理官

長山隆志 氏

#### ③「石綿廃棄物の適正処理対策」

環境省 廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課課長補佐

谷口和之 氏

#### ④「建築物におけるアスベスト対策について」

国土交通省住宅局 建築指導課建築物防災対策室 課長補佐

阿部一臣 氏

### ●アスベスト対策&環境リスクテクニカルセミナー

平成 21 年 10 月 21 日(木) 15 時 00 分～16 時 30 分

【会場】 東京ビックサイト 西 2 ホールアスベスト対策環境展 09 展示会場内

【参加者】 140 名

#### ①「アスベスト適正処理に係るガイドラインについて」

講師:全国アスベスト適正処理協議会コンサル部会長

株式会社リボックス建築環境計画代表取締役 清水 博 氏

#### ②「優良事業者認定制度について～自治体の動向と協議会の対応について～」

講師:全国アスベスト適正処理協議会施工部会副部会長

ヤマ工業株式会社マーケティング部部长 小坂幸彦 氏

## 8. 展示会出展

アスベスト対策環境展

平成 21 年 10 月 21 日(水)～23 日(金)

【会場】 東京ビックサイト・西館

【開催規模】 61 社 57 小間(共同出展含む)

【来場者】 64,640 名(併設展の危機管理産業展来場者も含む)

## 9. 講師派遣について

北海道住宅都市開発協会の研修会「土壌汚染・アスベスト処理の問題点」

平成 22 年 2 月 26 日（金）

【会場】 札幌第一ホテル

【参加者】 90 名

① 司会：花澤義和副会長

② 講師：大山正一施工部会部会長

※アスベスト適正処理に係るガイドラインの販売も行った。

## 10. 入会状況について

・正会員 24 社、賛助会員 29 社 特別会員 1 団体

合計 54 社・団体（平成 22 年 3 月 31 日現在）

以上

## 平成21年度全国アスベスト適正処理協議会事業決算(案)

自平成21年4月1日 至平成22年3月31日

## 収入の部

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
1、会費収入				
会費	6,000,000	3,600,000	-2,400,000	18社 × 200,000円 (正会員)
	4,000,000	2,300,000	-1,700,000	23社 × 100,000円 (賛助会員)
	0	100,000	100,000	1社 × 100,000円 (中途入会)
2、印税	225,000	112,305	-112,695	販売入金額 ￥1,123,050 × 10%
3、繰越金	3,914,226	3,914,226	0	
4、利息		1,532	1,532	
合 計	14,139,226	10,028,063	-4,111,163	

## 支出の部

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
1、事務費				
交通費	200,000	29,460	-170,540	講師、事務局員交通費
通信費	100,000	0	-100,000	発送費
会議・会合費	600,000	129,900	-470,100	
雑費	100,000	15,750	-84,250	
事務局運営費	1,800,000	1,890,000	90,000	
2、事業費				
総会経費	600,000	586,514	-13,486	会場費、機材費、資料代
協議会ニュース編集制作	1,000,000	0	-1,000,000	
ガイドライン編集・制作費	1,000,000	1,210,000	210,000	
ホームページリニューアル制作費	1,500,000	210,000	-1,290,000	仕掛り中
広報・啓発活動費	2,500,000	1,153,825	-1,346,175	展示会出展・パネル作成・広告出稿等
セミナー・勉強会開催経費	2,000,000	85,825	-1,914,175	セミナー、勉強会開催経費
HP年間管理費	441,000	420,000	-21,000	
3、予備費	2,298,226	0	-2,298,226	
4、次期繰越	0	4,296,789	4,296,789	
合 計	14,139,226	10,028,063	-4,111,163	

**平成21年度全国アスベスト適正処理協議会 貸借対照表**

平成22年3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I、資産の部			
1. 流動資産			
現金	0		
普通貯金	4,296,789		
流動資産合計		4,296,789	
2. 固定資産	0		
資産合計			4,296,789
II、負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金			
流動負債合計			
負債合計			0
III、正味財産の部			
前期繰越正味財産		3,914,226	
当期正味財産増減額		382,563	
正味財産合計			4,296,789
負債及び正味財産合計			4,296,789

# 監査報告書

全国アスベスト適正処理協議会  
会長 炭谷 茂 殿

全国アスベスト適正処理協議会会則に基づき、平成 21 年度収支決算書、並びに関係書類を監査した結果、適正かつ正確に執行されていることを認めます。

平成 22 年 5 月 26 日

監事 原島 若 

# 全国アスベスト適正処理協議会

## 平成22年度事業計画概要（案）

① 今年度内に一般社団法人化への移行

- ・6/9(水) 総会にて一般社団法人化への移行承認
- ・7月以降 企画運営委員会にて、定款内容確定後、承認手続。
- ・今年度中に、臨時総会を経て、一般社団法人設立登記申請
- ・設立記念シンポジウムの開催

②「認定制度・講習会事業」の立ち上げ

- ・3回程度の講習会を実施し、プレ認定を行う。

I プログラム内容について

アスベストの概要、アスベストの健康被害、アスベストに係る法律、アスベスト調査、アスベスト分析、アスベスト除去作業、廃棄処分、適正処理者の説明責任と倫理、環境リスクと資産除去債務

II 実施予定

- 第1回目 6月の総会時に、第1回目の講習会の開催
- 第2回目 秋に開催
- 第3回目 翌年2～3月に開催

③提言書パートIIの作成

- ・前回作成した「緊急提言」を更にグレードアップをはかり、適宜にかなった政策を政府に提言する。

④官庁及び自治体、他団体や他業界との連携強化

- ・環境省、国土交通省及び厚生労働省との繋がりを持つことができたので、今後は更に他団体や他業界との関係を強め、アスベストの適正処理推進に努める。特に新たに設立された「全国環境ビジネス連合会(会長:山本良一)」とも連携して、政府に政策提言を行っていく。

⑤普及・啓発事業

- ・シンポジウム、セミナー、勉強会の開催
- ・展示会の出展(アスベスト環境展:22年10月6日(水)～8日(金)東京ビックサイト)
- ・関連媒体へのPR
- ・ホームページに会員専用コーナー設置

⑥情報提供の強化

- ・関連情報の収集・整理と提供
- ・関連資料の配布



## 平成22年度全国アスベスト適正処理協議会事業予算(案)

自平成22年4月1日 至平成23年3月31日

## 収入の部

科 目	予算額	備 考
1、会費収入		
会費	5,000,000	25社 × 200,000円
	3,000,000	30社 × 100,000円
2、印税	81,000	@4,500 × 0.6 × 300冊 × 10%
3、繰越金	4,296,789	
合 計	12,377,789	

## 支出の部

科 目	予算額	備 考
1、事務費		
事務局賃貸費	0	
交通費	200,000	講師等交通費
通信費	100,000	郵便発送費、電話・FAX費等
会議・会合費	600,000	企画運営委員会、部長会、各部会開催費
一般社団化設立経費	350,000	
雑費	100,000	
事務局運営費	1,890,000	157,500 × 12ヶ月
2、事業費		
総会経費	600,000	会場費、機材費、資料代
講習会経費	2,000,000	
協議会ニュース編集制作	500,000	
ホームページ制作費	1,300,000	リニューアル費
広報・啓発活動費	1,500,000	パンフレット制作・展示会出展・広告出稿
セミナー・勉強会開催経費	1,500,000	
アンケート調査費	500,000	
HP年間管理費	420,000	
3、予備費	817,789	
合 計	12,377,789	

## 一般社団法人全国アスベスト適正処理協議会

### 定款（案）

#### 第1章 総則

（名称）

第1条 当法人は、一般社団法人全国アスベスト適正処理協議会と称する。

（目的）

第2条 当法人は、アスベストの適正処理をするための認定資格制度の創設や、アスベストに関する調査・研究を行い、デファクトスタンダード（事実上の標準）の確立を目指し、また、会員相互の連携・協力を図り、安全・安心な社会構築を目的とする。

（事業）

第3条 当法人は、前述の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) アスベストの現状把握と適正処理推進の普及啓発活動
- (2) アスベストの適正処理を推進するための認定資格制度の創設
- (3) アスベストの測定・分析に関する事業
- (4) アスベスト除去・処理の研究開発、普及事業
- (5) アスベスト無害化システムの研究開発、普及事業
- (6) その他、本協議会の目的を達成するために必要な事業を行う。

（主たる事務所）

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

- 2 当法人は、理事会の議決を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

#### 第2章 会員

（種別）

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、これをもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会の申込をなしたアスベストに関する除去事業者、廃棄物処理業者等
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会の申込をなしたアスベストに関する機器装置メーカー、分析測定機関、コンサルタント、商社等
- (3) 特別会員 学識経験者、地方公共団体、公益法人等にして、社員総会において当法人の運営に寄与するものとして承認された者

(入会)

第 6 条 当法人の会員となろうとする者は、所定の入会申込書に前述の会員の種別を明記してこれを提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 理事会は、前項の入会申込をした者が次の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

- (1) 正会員（※ 会員の資格基準を今後検討。）
- (2) 賛助会員（※ 会員の資格基準を今後検討。）
- (3) 特別会員（※ 会員の資格基準を今後検討。）

3 前項の規定により、入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

(退会)

第 7 条 会員は、いつでも書面による退会届を会長に提出することにより退会することができる。

2 会員は、次の各号の一つに該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 総社員の同意があるとき
- (4) 死亡又は解散したとき
- (5) 第8条の規定により除名されたとき

(除名)

第 8 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、又はこの定款に違反する行為をしたときは、第15条第2項に規定する社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(入会費及び会費)

第 9 条 正会員又は賛助会員となった個人又は団体は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### 第 3 章 社員総会

(構成)

第 10 条 社員総会は、正会員、賛助会員及び特別会員をもって構成する。

(権限)

第 11 条 社員総会は、次の事項及び一般社団・財団法人法に規定する事項に限り規定する。

- (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任及び解任並びに理事の任期の短縮
  - (3) 役員報酬等の額及びその支給基準
  - (4) 一般社団・財団法人法第 113 条に規定する役員責任の一部免除
  - (5) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金支給
  - (6) 定款の変更
  - (7) 事業の全部又は一部の譲渡
  - (8) 解散及び継続
  - (9) 合併契約の承認
  - (10) 第 39 条第 2 項に規定する残余財産の帰属の決定
  - (11) 役員が社員総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
  - (12) 社員による招集の請求により招集された社員総会における、当法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
  - (13) 入会金及び会費
  - (14) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
  - (15) 事業報告並びに計算書類及び財産目録の承認
- 2 社員総会は、前項第 11 号又は第 12 号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ社員総会の目的として通知された事項以外の事項について、決議することはできない。

(招集)

第 12 条 定時社員総会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要がある場合に招集する。

- 2 社員総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。
- 3 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
  - (1) 社員総会の日時及び場所
  - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員報酬等、事業の全部譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
  - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項

4 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会召集の請求をすることができる。

(招集通知)

第13条 会長は、社員総会の日前2週間前までに、会員に対して、前条第3項各号に掲げる事項（次項により社員総会参考書類に記載した事項を除く。）を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

2 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるるときは、前項の通知には一般社団・財団法人法第41条第1項に規定する次の書類を添付しなければならない。

- (1) 社員総会参考書類
- (2) 議決権行使書

(議長)

第14条 社員総会の議長は、会長とする。会長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上で、かつ、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 一般社団・財団法人法第113条に規定する役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認

(議決権)

第16条 正会員、賛助会員及び特別会員は、社員総会において1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第17条 やむを得ない理由のため、社員総会に出席できない会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第15条の規定の適用については社員総会に出席したものとみなす。

(書面による議決権行使)

第18条 社員総会に出席しない会員が書面で議決権を行使することができるるときは、社員総会に出席できない会員は、第13条第2項に規定する議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第15条の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 会長が社員総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が提案された議案について書面又は電磁的方法により同意の意思を示したときは、その議案を可決する社員総会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第12条第3項の理事会において定めるものとし、第13条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、一般社団・財団法人法第57条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

## 第4章 役員

(役員等の種類)

第21条 当法人に次の役員を置く。

(1) 理事 ●名以上●名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち、1名を代表理事とし、●名を業務執行理事（一般社団・財団法人法第91条第1項に規定する理事会の決議により当法人の業務を執行する理事として選任された理事をいう。以下同じ。）とする。

3 代表理事は会長とする。

4 業務執行理事のうち●名を副会長とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議により選任する。

2 監事の選任に関する議案を社員総会に提出する場合は、監事の同意を受けなければならない。

3 代表理事（会長）、業務執行理事、副会長は、理事会において選任する。

(役員資格)

第23条 監事は当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

2 一般社団・財団法人法第65条第1項に規定する者は理事又は監事になることができない。

(役員解任)

第24条 役員は、いつでも第15条に定める社員総会の決議により、解任することが

できる。

(役員任期)

- 第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
  - 3 前 2 項の規定に関わらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期については、それぞれ退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事については再任を妨げない。

(欠員)

- 第 26 条 理事及び監事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 2 代表理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した代表理事は、新たに選任された代表理事が就任するまで、なお代表理事としての権利義務を有する。

(役員職務)

- 第 27 条 理事及び監事は、一般社団・財団法人法に規定する職務を行うほか、次の区分に応じ、それぞれに規定する事項の職務を行う。
- (1) 会長 社員総会及び理事会を招集し、議長なるほか、当法人を代表する。
  - (2) 副会長 会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、予め理事会が指定した順序により、会長の職務を代行する。
  - (3) 業務執行理事 当法人の業務を執行する。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(役員報酬等)

- 第 28 条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
  - 3 第 1 項ただし書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかにになるように、社員総会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

- 第 29 条 当法人は、一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠

ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 当法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、一般社団・財団法人法第113条第1項で定める最低責任限度額とする。

## 第5章 理事会

### （理事会の設置）

- 第30条 当法人に理事会を設置する。
- 2 理事会は、すべての理事で組織する。

### （権限）

- 第31条 理事会は次の事項を決議する。
- (1) 社員総会の招集に関する事項
  - (2) 会長、専務理事及び常務理事の選任及び解任
  - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
  - (4) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (5) 多額の借財
  - (6) 重要な使用人の選任及び解任
  - (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
  - (8) 一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
  - (9) 一般社団・財団法人法第114条第1項に規定する損害賠償責任の一部免除
  - (10) その他当法人の業務の執行に関する事項（社員総会の決議を要する事項を除く。）

### （招集）

- 第32条 理事会は、会長が招集する。
- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的である事項並びに日時及び場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続を経ることなく開催することができる。

### （議長）



第 33 条 理事会の議長は、会長とする。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数を持って行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(決議の省略)

第 35 条 会長が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が提案された議案について書面又は電磁的方法により同意の意思を示したときは、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成しなければならない。

2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した代表理事及び監事とする。

## 第 6 章 財産及び会計

(剰余金の処分制限)

第 37 条 当法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

2 会員その他の者に対し、剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 当法人が清算をする場合において、当法人の残余財産は、類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に帰属させるものとする。

2 前項に規定する他の公益社団法人又は公益財団法人は、第 15 条に規定する社員総会の決議により、定めるものとする。

(事業年度)

第 39 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 会長は、各事業年度開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 41 条 会長は、各事業年度経過後 3 か月以内に次の書類を作成し、第 (1) 号、第 (2) 号及び第 (4) 号の書類については監事の作成した監査報告を添付して、各事業年度経過後 3 か月以内に提示社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- (2) 事業報告
- (3) (1)、(2)の付属明細書
- (4) 財産目録
- (5) 社員名簿
- (6) 役員名簿
- (7) 役員の報酬の支給基準を記載した書類
- (8) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

2 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

## 第 7 章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第 42 条 この定款を変更するときは、第 15 条第 2 項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(合併)

第 43 条 当法人が合併するときは、あらかじめ第 15 条第 2 項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第 44 条 当法人が事業の全部又は一部の譲渡をするときは、あらかじめ第 15 条第 2 項に規定する社員総会の決議をしなければならない。

(解散)

第 45 条 当法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第 15 条第 2 項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（当該合併により当法人が消滅する場合に限る）
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

## 第 8 章 情報開示

(帳簿及び書類等の備付及び閲覧)

第 46 条 当法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 会員名簿
  - (3) 社員総会で議決権代理行使をした場合の委任状
  - (4) 社員総会で書面による議決権の行使をした場合の議決権行使書
  - (5) 第 19 条に規定する社員総会の決議の省略をした場合の同意書
  - (6) 社員総会の議事録
  - (7) 第 35 条に規定する理事会の決議の省略をした場合の同意書
  - (8) 理事会の議事録
  - (9) 会計帳簿
  - (10) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類
  - (11) 各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの付属明細書
  - (12) 財産目録
  - (13) 役員名簿
  - (14) 役員の報酬等の支給基準
  - (15) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
  - (16) 登記に関する書類
- 2 前項第(1)号、第(6)号及び第(10)号ないし第(15)号に掲げる書類については、従たる事務所にも備え置くものとする。
- 3 帳簿及び書類等の備え置き期間並びに閲覧については、理事会の承認を受けた情報公開規程に定めるものとする。

(公告)

第 47 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 9 章 事務局その他

(事務局)

第 48 条 当法人に事務局を置き、職員の任免は会長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事

会の決議を経て、会長が定める。

## 附則

(設立時社員)

住所

氏名(又は名称)

(設立時理事)

氏名

(設立時監事)

氏名

以上



## 全国アスベスト適正処理協議会役員一覧

会長	:	炭谷 茂	元環境事務次官・恩賜財団済生会理事長
副会長	:	飯島 孝	元環境省廃棄物・リサイクル対策部長
			(財)産業廃棄物処理事業振興財団専務理事
		滝澤秀次郎	元環境省環境保健部長・(社)日本医師会事務局長
		小林悦夫	(財)ひょうご環境創造協会 顧問
		花澤義和	三協興産(株)代表取締役
		小里洋行	ヤシマ工業(株)代表取締役
理事	:	奥村明雄	(財)日本環境衛生センター 理事長
		木下正明	(社)日本環境衛生施設工業会 専務理事
		八木美雄	(財)廃棄物研究財団 専務理事
		三本木 徹	(財)日本産業廃棄物処理振興センター 理事
		佐々木五郎	(社)全国都市清掃会議 専務理事
		仁井正夫	(社)全国産業廃棄物連合会 専務理事
		大島高志	(社)日本環境測定分析協会 専務理事
		宮田秀明	日本環境化学会副会長
		松原泰男	関東建設廃棄物協同組合 副理事長
		石井邦夫	(株)市川環境エンジニアリング 代表取締役
		三本 守	(株)タケエイ 代表取締役社長
		古敷屋裕二	(株)リフレックス 代表取締役社長
		山口陽二	環境リサーチ(株)代表取締役
		清水 博	(株)リボックス建築環境計画 代表取締役
		姉川真亮	日本開発(株)代表取締役社長
		水落憲吾	(株)環境管理センター 専務取締役
		都築宗政	都築鋼産(株)代表取締役
		井上吉一	三重中央開発(株)専務取締役
		杉田昭義	杉田建材(株)常務取締役
		林 龍彦	ミヤマ(株)取締役
		生内邦雄	(株)東北ターボ工業 代表取締役社長
		渡辺一行	(株)カムテックス 代表取締役
		小林知義	(社)国土政策研究会理事・大日化成(株)代表取締役
監事	:	原島 浩	(株)ヤシマ環境総合研究所 代表取締役
		花澤登實雄	花澤税理士事務所 所長
事務局長	:	小峰且也	環境新聞社 専務取締役